

四万十町教育委員会会議録（平成30年1月定例会）

1. 日 時 平成30年1月9日（火）9：00～10：47

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長 川上哲男

教 育 委 員 宮崎正行 中屋建八 大村和志 岡林雅子

事 務 局 教育次長 熊谷敏郎

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典

教育政策監 青木和香 研修指導員 森田杉彦

生涯学習課 副課長 味元 伸二郎

教育研究所 所長 岡 澄子

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (大村和志委員)

(4) 議題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）
- ④ 議案第1号 四万十町教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について
- ⑤ 承認第4号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

- ① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について

(7) その他

- ① 平成30年度全国学力・学習状況調査について
- ② 卒業式の出席者調整について
- ③ 四万十町教育委員会表彰推薦について
- ④ 県地教連新任市町村教育委員・教育長合同研修会について

6. 議事

教育長：これより、四万十町教育委員会平成30年1月定例会を開催をいたします。

議題に入る前に、承認第1号、第2号、第3号、第4号につきましては、個人情報を含んだ案件であるということで、会議を非公開としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

全委員：はい。

教育長：異議ないものと認めさせていただいて、承認第1号から承認第4号まで、それと、もう一つ、報告事項の①につきましても個人情報も出てこようかと思いますので非公開ということにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

全委員：はい。

教育長：まず、最初に その他 ①平成30年度全国学力・学習状況調査について、説明をお願いします。

(事務局より、その他 ①平成30年度全国学力・学習状況調査について、説明する。)

教育長：このことについて何かお聞きしたいことはございませんか。

全委員：ありません。

教育長：それでは、その他 ①平成30年度全国学力・学習状況調査については、終わらせていただきます。

それでは、4番の議題に入りたいと思います。承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、承認第3号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）は、関連がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

(事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、承認第3号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、を一括で説明する。)

教育長：承認第1号、そして承認第2号、承認第3号、関連がございまして一括で説明をしていただきました。このことに対して何かお聞きしたいことなどございませんか。兄弟ということになっています。承認第1号から第3号までということあります。よろしいですか。

大村委員：承認等については結構なんですけど、ちょっとお聞きしたいんです。ご兄弟について、書式が1人の児童につき1枚書くという事なので、こうなるんですけども、ご兄弟の分を全部同じ事を書かないといけないのはなかなか苦痛ではないかと思いました。うまい方法があるといいかなと思いました。

西谷学校教育課長：それぞれの市町村の様式ですので、確かに大村委員言われますように、同じような事を書いておりますので、確かに親御さんの方は大変かなと思います。

大村委員：省略できるような事があるといいですね。

西谷学校教育課長：他市町村のですので、四万十町の方はまた工夫をしたいと思います。

教育長：小休にさせていただきたいと思います。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復させていただいて、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）は、承認ということでおよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 同じく、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）は、承認ということでおよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 同じく、承認第3号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）は、承認ということでおよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、承認第4号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、説明を求めます。

（事務局より、承認第4号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、説明する。）

教育長： 承認第4号につきまして説明をしていただきました。これにつきまして、委員の皆さんの方から何かお聞きしたいことなどございませんか。

全委員： ありません。

教育長： それでは、承認第4号 専決処分の承認について（区域外就学協議の承諾）、承認ということでおよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 承認ということで決定をさせていただきます。

それでは、議案のほうに入らせていただいて、議案第1号 四万十町教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 四万十町教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について、説明する。）

教育長： 議案第1号の説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのお見を求める。休憩といたします。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復させていただいて。委員の皆さんのお見を求める。何かございませんか。

全委員： ありません。

教育長： それでは、議案第1号 四万十町教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について、決定することに賛同いただけますか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。議案第1号 四万十町教育委員会表彰規則の一部を改正す

る規則については、決定をさせていただきます。

それでは、5番の、協議事項はございませんので、6番の報告事項に入りたいと思います。

小休といたします。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復させていただいて。報告事項 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について報告をさせていただきます。

(事務局より、報告事項 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について、説明する。)

教育長： 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について、平成29年12月末現在の状況の報告がありました。何かお聞きしたいこと、ご意見等ございませんか。

宮崎委員： 教員の感度の違いも結構あったりしますので、感度を磨いておくというか、気持ちも向けておくという事は、大事な部分だと思います。

岡林委員： この文章にあるように、給食の台拭きを2日続けて忘れていた事に対し、4年のA子がわざとだらうと、きつく注意し、たたいたり、蹴ったりしたということを書いているんですが、2日続けて忘れるのも悪いとは思うんですけども、その子どもさんの特異な性質のために覚えてたら、それはきちんと出来るんだけど、そこが出来ていない。前に運動発達障害のことを言いましたけど、子どもが一生懸命マット運動しようとしても、転がり方が子どもに理解出来てなかったら上手に転がれない。転がれない事に対して、友達が、転がれないだろうと言って、それは転がれない子どもが悪いんじゃない。でも、転がれない事を言うのは、子ども特有のあれだからという事も思いますが、そこを忘れてしまう事に対して、そこを追及して蹴ったりする、そのところも、よく先生は子どもさんの日頃のことを理解しているので、その指導をうまくしてあげたら、2日続けて忘れた子どもさんも蹴られたりしないような場面になるんじゃないかなと思います。学校の先生の指導が問われるというふうに、思います。

中屋委員： ●●中学校の1年、2年、3年の子が同じ状態の中で、同じように歯ブラシが問題になっている。その時に、5行か6行あたりに、重大案件につながる可能性があること等と書いてありますが、これを放置しておいたら、なぜ重大案件につながるかということについて考えがあるのですか。

青木教育対策監： 校長先生が子どもたちに対してや、保護者に対しての手紙等で、最初は軽微でも、だんだん、そういう事を発端に重大化していく事も考えて、この事に対しては真摯に対応していきますという事を校長先生自らが、アピールしているということです。

中屋委員： いかなる小さなことであったとしても、学校としては許さないという姿勢を表したわけですね。分かりました。

青木教育対策監： スクールカウンセラーも、次の日が訪問日だったので、子どもと面談をして対応をしております。

大村委員： 軽微なものも含めて報告をしていただくというのは非常に大事な事であると思います。もちろん、実際ここに載せてくる案件が少ないと越した事はないわけですが、学

校管理の管理職の学校運営の、ここに出てくる案件が多いからといって、管理能力が問われるものではないという事は習慣的に委員会から学校に伝えていくという事が非常に重要かなと思います。この町の小学校、中学校においては、全国的によく見られる出来るだけ我が学校にはそういう案件が少ないという事にしておきたいみたいな事は、この町においてはあまりないようには思いますが、さらに、そのところを各学校の先生方も、学校と委員会とで引き続き情報をどんどんオープンにしていきながら、ともに解決するものなので、各学校で報告する案件が多いという事については、出てくる事が多いという事は悪いことではないというか、その辺の習慣付けも引き続きしていく必要があるのではないかと思います。

先ほどの重大案件につながるという認識は、一番重要な部分だと思います。一番まずいのは、こんなことぐらい、俺たちの時代なんかあつただろうというのが一番まずい認識だと思います。そこから、実は重大案件は広がっていて、これまでの時代はそこに気付かなかっただけについて、共通認識を各学校の管理職及び末端の教員にも持っていたらという習慣付けのためには、今回の軽微な案件についても出してきてくださったというのは、非常に重要なことだと認識しています。

青木教育対策監： 県の説明にも、10月に出てきて、その資料等も提示させていただいて、ゼロというのはおかしいという認識でいてくださいと町でもお伝えしています。また、学校のいじめ防止基本法の見直しもありますので、今までそれを提出していたような傾向がなかったような感じですけども、今回、改正を迎えて、きちんと学校側からも出していただいて、こちらも、どこの学校がどういういじめをどれくらいの範囲で認識しているかというような事もきちんと把握させてもらうようにしていきたいと思っています。

大村委員： これだけアンテナを張っているという事を誇ってほしいぐらいのことでやっていたいということだと思います。

熊谷教育次長： 今回、ご報告させていただく中で、特にいじめの事については、先ほど大村委員がおっしゃったとおりでありますと、1学期の時点では確かに、このぐらいのことであればということがだいぶ、まだ根強くあったんじゃないかなと思ってます。確かに、中学校などで出されている案件は、私たちの子どもの頃であれば当たり前のことで、何も問題にならなかったんですが、これから深くなったらいけませんので、なるべく小さなことでも上げてくださいという事をお伝えしています。

それで、学校でいじめの件数が本当にゼロであれば、これはまた、誉れの誉れなんですけど、それを把握していないということが一番いけませんので、それは常に申し上げたいと思います。それで、そう伝えた中で、●●中学校が重要案件として考えていただいたということは敏感に反応していただいたと、委員会も思っております。学校の校長先生の中にはゼロ件のほうが、学校としてはいいんだという先生もいらっしゃるかもしれません。ですので、そこはまた、常々お伝えして、小さなこともアンテナ張って置くようにと伝えたいと思います。

小学校などは、件数が増えておりますが、それは、先ほど申し上げましたように、小さいことまで目を配ってください、報告してくださいということもありますので、その結果だと思います。また、これが浸透していくと、さらに増えるかもしれません、決して、いじめの件数が単に増えたという事ではなくて、そういう小さなことで拾い上げてくれたというふうに、この表を見ていただきたいと思います。今後も、件数は減らしつつ、報告は増えてくるというようなことに努めたいと思ってます。ま

た、いろいろと情報がありましたら、お伝えを願いたいと思います。

教育長：他、委員の皆さん、事務局の方からございませんか。

中屋委員：●●中学校●年生男子の●君が、「じゅうく。」には週2回通室しているといいましたよね。教育支援センターとの関係はどうなっているんですか。例えば、十和には十和教室があるが、それと、「じゅうく。」との関係はどうですか。

もう一つは、●●中学校の●● ●●君が担任とのトラブルが原因で、学校に来れないという状態ですが、チーム●●中は、この2人の関係なり、学級担任と学級との関わりをどのように把握して、どのように対処していく、全校で対処をしているのかが気になります。この子は3年生ですので、1月から来るかどうか分かりませんが、このまま、卒業するのか、進学するのか、そこらへんは、どうなっていますか。

岡教育研究所所長：支援センターの件については、「じゅうく。」との関わりで、●君につきましては、本人は高校には行きたいという意志を持って、学校の方は週1で家庭訪問をして、その際には何らかの教科で家庭で1時間弱程度、学校としては対応しているということです。「じゅうく。」に通室するには支援センターに通室届を出す必要があるので、通室届は出ておりますけれども、昨年、支援室の指導員と保護者の間で言葉の行き違いみたいなところがあって、お母さんのほうは支援センターに対してお怒りになっているところはあります。SSWと教育相談員は機会を見て、お母さんとは接触をして、お話を出来てます。支援センターも職員も替わったということもあって、もう●年生ですので来年に向けて、お母さんの方に、まず職員の紹介という事で顔つなぎを是非したいと、話に行ってもらいましたけど、お母さんの方が支援センターの職員と、また困ったら会わせてもらいますという形で断られます。支援センターは今、●君には直接関わりが出来てないということです。「じゅうく。」との関わりというのは、「じゅうく。」の先生に「じゅうく。」での様子とかは聞いて、状況は得てますけれども、直接関わりを持つというところはできていない状況です。

中屋委員：保護者との関わりは難しいかも知れないが、子どもを支援している中に、まず保護者、家庭での関わりが出来てないとなかなか難しいですね。

青木教育対策監：●●君の件については、これ以上のことは聞いておりません。今日、始業式ですので、1学期の9月の各校の登校を調べましたけれども、また、気になる学校には登校出来たかどうかという事も聞きながら、●●中については●●君の事も詳しく聞いてみたいと思っています。

宮崎委員：「じゅうく。」の担当の方が話をされてる分で、その言葉通りに受け取った不登校の子、学校、結構、先生とかも抵抗がある場合もあると思います。ケースバイケースですけど、「じゅうく。」でしたら、教員ではないとか、雰囲気も違うとか、ちょっと来やすい場合もあるとか、その子に合わせてそっちを選んだりという事もあるかなと思います。これは想像で物を言っていますけど、そういう場合もあるみたいですね。

もう1点、休憩をお願いします。

教育長：休憩とします。

(小休止)

教育長：それでは、正常に復させていただいて。報告事項、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について、以上で報告を終わらせていただきます。小休とさせていただきます。

(小休止)

教育長：会議を再開したいと思います。その他 ②卒業式の出席者調整について、この調整を本日、行いたいと思います。休憩とさせていただきます。

(卒業式の出席者調整を行った。)

教育長：それでは、その他 ②卒業式の出席者調整については、参加の方をよろしくお願ひします。次にその他 ③四万十町教育委員会表彰推薦について、説明をお願いします。

(事務局より、その他 ③四万十町教育委員会表彰推薦について、説明する。)

教育長：四万十町教育委員会表彰推薦についての説明がありました。委員の皆さんのはうから何かございませんか。よろしいですか。

中屋委員：僕の認識不足かもしれないんですけど、過去3年間、この表彰の話し合いをするときに、保育所及びこども園等の件についての話はほとんど出なかつたのではないかと思います。つまり、保育所やこども園に、過去、長い間、子どもたちのお世話をしている、見守りをしている、取り組みをしている、朝、声掛けをしているという人たちがもし、いるならば、そういう人たちも含まれるわけですが、過去において、学校等という表現があるけれども、学校等という表現がこの文章の中ではそこまで、これ読んだ人も含まれているとは思わなかったのではないだろうか。

この表彰規定なりが保育所なり、こども園の方にも配布されて、その中からも推薦が出てきていますか。ほとんどが小学生、中学生及び高校生及び顕著な功績があった人が選ばれますね。せっかく幼児教育に関わっている人たちが、ほとんどこの中に出てこなかつたということが、不思議です。

日々毎日、取り組んでいく中で、地域の方の活動が長い間、5年も6年も続いていると、これをうちの学校の一つの基本的なものであるということが、もし、あれば、仮に10年ぐらい、一つの園で続けば、それは表彰に値するのではないかでしょうか。

教育長：小休にさせていただきます。

(小休止)

教育長：正常に復させていただいたて、その他 ③四万十町教育委員会表彰推薦については、よろしいですか。

全委員：はい。

教育長：その他、事務局、委員の皆さんのはうからございませんか。

(教育長より、その他 県地教連新任市町村教育委員・教育長合同研修会についての、調整を行つた)

教育長：以上、その他にないようでございますので、本日の日程、全て終了いたしました。
教育委員会平成30年1月の定例会を閉会したいと思います。

(閉会)

2月の定例委員会予定 平成30年2月14日(水)

教育長 :

署名人 :